

静岡市民文化会館基本計画等策定業務 公募型プロポーザル実施要領

20200417 版

1 趣旨

本実施要領は、「令和 2 年度 観文文振委第 10 号 静岡市民文化会館基本計画等策定業務」（以下「本業務」という。）の契約予定者を公募型プロポーザル方式により特定するため必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

令和 2 年度 観文文振委第 10 号 静岡市民文化会館基本計画等策定業務

(2) 業務の目的

本市の所有する静岡市民文化会館（以下、「文化会館」という。）は、昭和 53 年の開館から 40 年以上が経過し、老朽化が顕著である。このため、市は改修、改築、複合化などさまざまな選択肢を検討してきたが、令和元年に策定した「静岡市民文化会館再整備方針」において、機能向上を伴う創造的改修を行う方向とすることを決定した。

これに基づき、改修後の運営の理念、及び具体的な施設計画を検討のうえ基本構想・基本計画を策定し、併せて民間活力の導入可能性調査を行うことを本業務の目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書「静岡市民文化会館基本計画等策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで

(5) 概算事業費

29,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。

(6) 支払い方法

業務完了後の一括払い

3 参加資格

企画提案は、単体企業で参加申請するものとし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) この業務の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認めるものでないこと。

- (5) 消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (6) 平成22年4月1日以降に、劇場・ホールの整備または再整備における基本構想、基本計画策定を支援する業務を元請として完了した実績を有すること。
- (7) 平成11年7月30日以降に、PFI事業方式もしくは官民連携事業により建築物を整備するための手続きを支援する業務(PPP または PFI 導入可能性調査)を元請として完了した実績を有すること。
- (8) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による一級建築士事務所登録をしていること。

4 関連計画等の提供

(1) 関連計画等の資料について、静岡市ホームページにて確認することができる。

- ① 第3次静岡市総合計画
https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000004.html
- ② 静岡市都市計画マスタープラン
https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000018.html
- ③ 静岡市立地適正化計画
https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000040.html
- ④ 静岡市中心市街地活性化基本計画
https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000056.html
- ⑤ 静岡市文化振興計画
https://www.city.shizuoka.lg.jp/143_000088.html
- ⑥ (仮称)静岡市歴史文化施設建設基本計画
https://www.city.shizuoka.lg.jp/701_000034.html
- ⑦ 駿府町地区文化・スポーツを核としたまちづくり懇話会資料
https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000584.html
- ⑧ 静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設整備方針
https://www.city.shizuoka.lg.jp/153_000083.html
- ⑨ 静岡市景観計画
https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004875.html
- ⑩ 静岡市民文化会館再整備方針
https://www.city.shizuoka.lg.jp/143_000188.html

(2) 以下の資料については、静岡市役所静岡庁舎新館16階文化振興課内で閲覧できる。

ア 静岡市公共施設適正配置等モデルスタディ検討業務報告書(平成28年3月)

※静岡市民文化会館の再整備をモデルスタディした報告書

イ 静岡市駿府町地区文化・スポーツ施設複合化事業手法検討業務報告書(平成29年1月)

※上記(2)アを基に民間資金活用事業手法等を検討した報告書

5 選定スケジュール

内容	期限等
質問書提出期限	令和2年4月23日(木)午後5時必着
プロポーザル参加申請書等提出期限	令和2年5月1日(金)午後5時必着
企画提案書等・見積書提出期限	令和2年5月22日(金)午後5時必着
書類選考(1次選考)	令和2年5月25日(月)～26日(火)
書類選考(1次選考)結果通知	令和2年5月27日(水)以降
ヒアリング(2次選考)	令和2年6月5日(金)
選定結果の通知	令和2年6月中旬

6 提出書類等

(1) 質問書の提出

本実施要領及び別紙仕様書の内容についての質問は、「質問書」(様式1)により、電子メールにて受け付け回答する。

なお、電子メールを送付した時は、その旨を電話にて連絡すること。また、電話やファックスでの質疑応答は行わないので注意すること。 ※説明会は行わない。

宛先：bunka@city.shizuoka.lg.jp

① 質問書提出期限

令和2年4月23日(木)午後5時(必着)

② 質問への回答

令和2年4月27日(月)午後5時までに、静岡市観光交流文化局文化振興課ホームページ(https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000470.html)に掲載し、個別には回答しない。

(2) 参加申請書等の提出

参加意向のある者は、下記のプロポーザル参加申請書等を次の通り郵送(書留郵便に限る。)又は持参によって提出すること。なお、ウについて、締切日までに提出が困難である場合は、企画提案書等の提出締切日までに提出すること。

① 提出書類

- | | | |
|---|--------------------------------------|----------|
| ア | プロポーザル参加申請書(様式2) | 1部 |
| イ | 会社概要書(様式任意)パンフレット可 | 1部 |
| ウ | 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式6) | 1部 |
| エ | 商業登記簿謄本(直近3カ月以内のもの) | 1部(コピー可) |
| オ | 貸借対照表、損益計算書(直近1年分) | 1部(コピー可) |
| カ | 納税証明書(直近のもの) | 1部(コピー可) |
| | 国税：その3の3「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書 | |
| | 市税：静岡市に納税義務がある場合、法人市民税証明書と固定資産税証明書 | |
| キ | 一級建築士事務所登録証明(通知書等)(直近のもの) | 1部(コピー可) |

② 参加申請書等の提出締切日

令和2年5月1日（金）午後5時（必着）

③ 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

④ 提出場所

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館16階）

静岡市 観光交流文化局 文化振興課 施設管理係

（3）企画提案書等及び見積書の提出

企画提案書、提案書、実施体制及び業務実績（以下「企画提案書等」という。）、見積書の提出の際は、別表1に掲げる記載事項、記載内容及び部数を、次のとおり郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

① 企画提案書等、見積書の提出締切日

令和2年5月22日（金）午後5時（必着）

② 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

③ 提出場所

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館16階）

静岡市 観光交流文化局 文化振興課 施設管理係

7 企画提案書等、見積書の作成及び注意事項等

（1）企画提案書等、見積書の作成

企画提案書等、見積書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

- ① 用紙サイズについて、指定の様式以外は、A4版、縦を基本とする。
- ② 提案書は表紙（任意の様式）を付け、10ページ（表紙含まない）を上限とし、15分で説明できる内容とすること。
- ③ 提案書、実施体制、業務実績ごとに、散逸しないような形で綴ること。
- ④ 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。（業務に係る積算内訳も明示すること。）

ア 消費税及び地方消費税に伴う見積金額の記入方法

見積書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記入すること。

なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

イ 見積書の金額の数字及び記載事項の訂正

見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】¥123,000-

なお、見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

（2）参加が無効になる場合

企画提案書等、見積書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

- ① 提出期限を経過したもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの
- ③ ヒアリングに参加しなかったもの
- ④ 選考の公平性を害する行為をしたもの
- ⑤ 見積額が上限額を超えているもの

8 選考方法

(1) 書類選考（1次選考）

- ① 参加申請書を提出したものが3者を超えた場合は、企画提案書等の書類について事務局で評価し、3者を選定する。
- ② 審査基準（別表2）に基づき、項目毎に数値化して採点し、合計点数により選定する。
- ③ 応募者が少ない場合は、書類選考を行わない。
- ④ 全ての参加表明者に対し、選定結果を通知する。
- ⑤ 選考結果等についての問合せには応じない。

(2) ヒアリングの実施（2次選考）

1次選考において選定された者に対し、企画提案書等の提案内容についてヒアリングを実施する。

① 開催日

令和2年6月5日（金）※時間及び場所については、別途通知する。

② 実施方法等

ア ヒアリング時間の目安は30分とする。なお、ヒアリング時間には企画提案書等の説明時間の15分、質疑の10分、準備・片付けの時間5分とする。

イ ヒアリングの出席者は、3人以内とする。なお、説明者は、本業務の担当者とする。

ウ 企画提案の説明後、内容に対する質疑応答を行う。

エ 提出された企画提案書等及びヒアリングの内容については非公開とする。

③ 審査方法

静岡市による審査会において、プロポーザル参加事業者から企画提案書等のヒアリングを行い、総合的に審査して市が定める審査基準（別表2）により合計点数の最高得点を得た者を本業務の契約予定者とする。ただし、最高得点が同一の者が複数存在した場合は、見積金額の低い者を優先して選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きとする。

なお、最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

④ その他

ア ヒアリング時における資料の追加は認めない。

イ パソコン等の機器使用は認めない。

9 選定結果通知

選定結果は、令和2年6月中旬までにプロポーザル参加事業者のうち、最も優れた提案者に対し、「特定通知書」を通知する。

契約予定者として特定されなかった者に対しては、「非特定通知書」を通知する。

なお、選定結果等についての問い合わせには応じない。

10 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行ない、随意契約の締結手続を行う。

11 注意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 参加申請書を提出後、提案書の提出を辞退する場合は、辞退届を文化振興課へ令和2年5月15日（金）までに提出すること。辞退届を提出した場合においては、これを理由として、以後、何ら不利益な取扱いを受けることはない。なお、辞退届については、静岡市建設業関連業務の委託契約に係る入札心得の様式を準用し「入札」を「提案書の提出」と読み替えるほか、入札番号欄については削除する。
- (5) ヒアリングの集合時刻に集合しない場合は、失格とする。
- (6) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
また、企画提案書等に記載した配置予定者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により配置できない場合は、同程度以上の資格及び経験を有する者をもってこれに代えることができる。
- (7) 提出書類については、返却しない。
- (8) 提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、静岡市は本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

12 事務局（問い合わせ）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館16階）

静岡市 観光交流文化局 文化振興課 施設管理係

担当：仲澤・○島田・野村

電話 054-221-1044

メール bunka@city.shizuoka.lg.jp

別表 1 提出書類関係

※提案書、実施体制、業務実績には、会社名等の表示及び参加者が特定できる表現はしないこと。

記載事項		記載内容		提出部数
企画提案書	(様式3)	代表者名および代表者印を捺印の上、提出すること。		1部
提案書 提案内容	(様式任意)	実施方針	業務目的などを理解し、業務取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	12部
		業務フロー	業務目的実現に向けた業務の進め方等を簡潔に記載すること。	
		業務内容	仕様書の内容について、業務の実現に向けた提案を簡潔に記載すること。	
		工程計画	業務実施についての工程計画と進捗管理に対する提案を記載すること。	
実施体制	(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定担当者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格を記載すること。 ・ 予定担当者の経歴書、保有資格者証の写しを添付すること。 		12部
	(様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市との打合せ、連絡体制を記載すること。 ・ 実施体制の特徴を記載すること。 		
業務実績	(様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種（類似を含む）業務の実績を5件まで記載し、加えてPPPまたはPFI導入可能性調査を1件記載すること。 劇場・ホールのPPPまたはPFI導入可能性調査の実績がある場合は、優先して記載すること。 なお、同種業務とは、劇場・ホールの再整備における基本構想・基本計画をいう。類似業務とは、劇場・ホールの整備における基本構想・基本計画をいう。 ・ 劇場・ホールの客席数を記載すること。 		12部
見積書	(様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。（業務に係る積算内訳も明示すること。） ・ 本業務の上限額は、29,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） ・ 契約時に再度、見積書の提出を求める。 		1部

※提案書の提案内容については仕様書中「6 業務の内容」の項目に沿って提案すること。

別表2 審査基準

審査項目		審査内容（審査の視点）		配点
企画提案を求める事項	業務理解度 業務内容	実施方針	業務目的などの理解度が高く、業務取組に対する基本的な考え方についての的確に提案されているか。	10
		業務フロー	業務目的実現のために、具体的かつ的確な業務の進め方、市との業務区分等が提案されているか。	10
		業務内容	仕様書の内容をふまえ、業務の実現に向けて具体的かつ的確で、創意工夫のある提案がされているか。	72
			仕様書の内容をふまえ、市民意見聴取や市民に対し計画の説明を含め具体的かつ的確で、創意工夫のある提案がされているか。	
工程計画	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっていると共に、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。	10		
実施体制		業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	18	
業務実績		同種業務又は類似業務の実績があるか。	10	
合 計				130 点

様式 1

令和 年 月 日

静岡市長 あて

所在地

会社名

代表者

(担当者) 担当部署
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

質 問 書

質問事項	回答

※本事業に係る質問事項があれば、令和2年4月23日(木)午後5時までに必ずこの様式により電子メールにて提出し、電話にて受信の確認をしてください。電話やファックスでの質問は受け付けません。

※提出先：静岡市役所 観光交流文化局 文化振興課
メールアドレス bunka@city.shizuoka.lg.jp
電話番号 054-221-1044

プロポーザル参加申請書

1. 業務名

令和2年度 観文文振委第10号
静岡市民文化会館基本計画等策定業務

2. 提出期限：令和2年5月1日（金）午後5時必着

標記業務について、プロポーザルに参加します。

静岡市長
田辺 信宏 あて

(提出者) 所在地

会社名

代表者

印

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

電子メールアドレス

様式3

令和 年 月 日

静岡市民文化会館基本計画等策定業務

企画提案書

所在地

会社名

代表者

印

様式 4

技術者経歴書

1 氏名 (フリガナ)

2 生年月日 年 月 日 生

3 所属・役職

4 専門分野

5 資 格 (年 月 日取得、交付番号)

6 経 歴

①コンサルティング業務経験年数 年

②関連業務実績 (業務名・発注者・年度・立場)

③今年度手持ち業務の状況・予定 (業務名・発注者・年度・立場)

③最終学歴 (年 月 卒業)

④職 歴

※行が不足する場合は適宜追加すること。

同 種 業 務 等 実 績

事業名称			
発注者		区分	同種 ・ 類似
契約金額		業務実施年度	
業務内容			

事業名称			
発注者		区分	同種 ・ 類似
契約金額		業務実施年度	
業務内容			

事業名称			
発注者		区分	同種 ・ 類似
契約金額		業務実施年度	
業務内容			

注

1. 同種（類似を含む）業務の実績を5件まで記載し、加えてPPPまたはPFI導入可能性調査を1件記載すること。
2. 上記1の実績のうち、同種業務、類似業務の区分について、「区分」欄の該当箇所に○をする。
3. 同種業務、類似業務は、別表1に示した通り。
4. 同一案件（施設）について、複数の業務等を行った実績がある場合は、代表する業務を記載することとし、複数の実績がある旨を「業務内容」欄に記載してください。
5. 業務について、劇場・ホールの客席数を記載すること。
6. 用紙が不足する場合は、複写して使用すること。
7. 各実績に係る契約書及び仕様書の写し等を添付すること。なお、秘匿とすべき情報については、黒塗り等により隠すこと。

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

商号又は名称

印

代表者職氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

